

証券コード 151A
2026年9月14日
(電子提供措置の開始日 2026年9月7日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目1番12号
株式会社ダイブグループ
代表取締役社長 庄 子 潔

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第26期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://dive.design/ir/stock-meeting>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月28日（月曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月29日（火曜日）午前11時00分
2. 場 所 東京都新宿区四谷一丁目6番1号
コモレ四谷 四谷タワー3階 Room D
3. 目的事項
報告事項 第26期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

（1）インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。議決権の行使期限は2026年9月28日（月曜日）午後6時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

なお、スマートフォンによる議決権行使につきましては、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）スマートフォンの機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

（2）郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年9月28日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

(3) 複数回議決権を行使された場合

インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

【ご案内】 事業説明会のお知らせ

本株主総会終了後、同会場においてご出席の株主様を対象に事業説明会を開催いたしますので、ぜひご参加くださいますようご案内申し上げます。

第26期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告

事業報告

（2025年7月1日から
2026年6月30日まで）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当事業年度の観光業界におきましては、観光庁「インバウンド消費動向調査（2026年4-6月期の調査結果（1次速報）の概要）」によると、訪日外国人旅行消費額は、中国人旅行者の減少を他国からの訪日客の増加が補い2兆5,096億円（前期比0.2%増）となり、消費内訳では宿泊費が37.0%と最も高い割合を示しました。また、6月の訪日外客数は3,148,600人で、前年同月比6.8%減となったものの、台湾、韓国、米国、インドなど15市場で6月として過去最高を記録しました（出典:日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数（2026年6月推計値）」）。

一方で、観光地における人手不足は一段と深刻化しております。宿泊・飲食業の離職率は産業別では最も高く25.1%（厚生労働省「令和6年雇用動向調査結果の概況」）であり、「人材が不足している」と感じる事業者は72.7%（日本・東京商工会議所「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」令和6年9月5日）に達しております。他業界と比較し、生成AIに代替されにくいホスピタリティ産業の人材需要は依然として旺盛であります。

このような状況のもと、当社は旺盛な人材需要を確実に取り込むべく、継続的な広告投資に加えて、ブランドアンバサダー就任、大手3社とアライアンス締結によるスタッフ支援、次世代戦略「AI OverView・LLMO」など「No.1 リゾートバイトプラットフォーム」の構築をスピード感をもって推進してまいりました。

以上の結果、基幹事業である観光HR事業を中心に当社の業績は堅調に推移し、当事業年度における売上高は15,325,418千円（前期比11.2%増）、営業利益は819,147千円（前期比8.4%増）、経常利益は830,465千円（前期比8.0%増）、当期純利益は563,426千円（前期比23.9%増）となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりであります。

観光HR事業におきましては、2026年1月以降に訪日外客数が前年を下回る月があったものの、当社取引先である宿泊施設への影響は極めて軽微に留まりました。宿泊業を中心とするインバウンド需要は引き続き旺盛であり、これに伴う人材需要も極めて堅調に推移いたしました。

具体的な取り組みとして、集客面では継続的なSEO施策や、業界初となるリゾートバイト専門の公式アプリのリリース、マッチング面では学生等を中心に「AI面接」と「AIによる求

人送付・説明」を導入しました。さらに、AIエージェントとAI面接の連携により、求人紹介や各種問い合わせ対応を24時間体制で自動化するとともに、AI親和性の高い学生・若年層を中心にAI面接が定着・稼働することで、業務の生産性向上を図りました。

これらの施策の結果、当事業年度における就業者数は15,726名（前期比8.0%増）と着実に積み上がり、当セグメントの売上高は14,505,330千円（前期比11.8%増）となり、セグメント利益（営業利益）は1,359,794千円（前期比6.8%増）となりました。

地方創生事業におきましては、引き続き収益フェーズとして概ね計画通りに推移しました。主な取り組みとして、繁忙期に向けた集客強化（Web広告運用の最適化、SNSの更新、インフルエンサーマーケティング）や、OTAにおける掲載ページ・プランの最適化、市場環境に即した柔軟な料金改定などを進めてまいりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は817,588千円（前期比3.2%増）となり、セグメント利益（営業利益）は17,415千円（前期比201.7%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は72,964千円であり、その主なものは次のとおりであります。

地方創生事業の施設投資	16,690千円
観光HR事業のシステム開発投資	21,315千円
オフィス移転に伴う設備投資、及びPC等情報機器購入費用	22,347千円

(3) 資金調達の状況

第2回新株予約権（ストックオプション）の権利行使に関し、12,346千円の払込金がありました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、持株会社体制への移行準備として、当事業年度中に子会社である株式会社ダイブ分割準備会社1号及び株式会社ダイブ分割準備会社2号を設立し、株式を取得いたしました。なお、株式会社ダイブ分割準備会社1号は2026年1月1日付で「株式会社ダイブ」に、株式会社ダイブ分割準備会社2号は2026年4月1日付で「株式会社ダイブローカル」にそれぞれ商号を変更しております。

(5) 対処すべき課題

① グループ経営体制の構築とガバナンスの強化

当社グループは、2026年7月1日をもって持株会社体制へ移行し、商号を「株式会社ダイブグループ」に変更いたしました。株式会社ダイブ、株式会社ダイブローカル及び株式会社宿屋塾を主要な事業会社とする新たな経営体制のもと、各事業会社の意思決定の迅速化とそれぞれの市場におけるサービス価値の最大化を図るとともに、グループ全体としての経営管理水準の維持・向上、内部統制及びコンプライアンス体制の構築が重要な課題となっております。当社グループは、グループ経営管理規程の整備や各事業会社間の情報連携の強化に加え、法令遵守の徹底、業務標準化及びリスクマネジメント体制の強化を進めることで、持株会社としての機能とグループガバナンス体制を早期に確立し、企業価値の持続的な最大化に努めてまいります。

② 派遣スタッフの確保と定着の強化について

観光人材サービスを担う株式会社ダイブ（観光HR事業）においては、インバウンド需要の拡大等を背景とする人材オーダーの増加や労働市場の逼迫により、必要とする派遣スタッフの安定的な確保が困難となる可能性があります。このため、SEO対策の強化やWEB・SNSを活用した認知拡大施策に加え、特定技能外国人材やシニア人材の受け入れ支援の強化、派遣先と派遣スタッフのミスマッチ削減による定着率の向上を図ってまいります。また、継続的な業務システムのアップデートを通じて、オペレーションの効率化とマッチング精度の向上にも取り組んでまいります。

③ 多様な人材の確保・育成及びM&Aを通じた事業領域の拡大

当社グループが持続的な成長を実現していく上で、既存事業の成長に加え、新規事業の立ち上げやM&A等を通じた事業領域の拡大は、極めて重要な位置付けであります。こうした取り組みを実行・牽引するには、業務遂行力に加え、主体的に行動できる多様な人材の確保と育成が必要不可欠です。そのため、現場を支える即戦力人材のみならず、高度専門人材の獲得・育成に注力するとともに、複数のM&A案件について継続的に精査を進めております。また、多様性を尊重する企業文化の醸成や、働きがいのある職場づくりを進めることで、人的資本の価値最大化とグループ全体の持続的競争力向上を目指してまいります。

④ テクノロジーの活用による業務の効率化と生産性向上

当社グループは、事業拡大に伴う業務効率化及びグループ全体の生産性向上に対応するため、全社的なAI活用（AX）を推進しております。生成AI推進本部チームを発足させ、全部署にAI活用推進リーダーを設置することで、ナレッジ共有と業務効率化を進めるとともに、人事評価制度にもAI活用による業務効率化の項目を追加いたしました。社内AI導入

率は100%（Geminiの全社導入・活用、Claudeの導入推進）に達しております。

事業面では、観光HR事業の採用プロセスにおいてAIエージェントによる求人公開工程の自動化やAI面接の導入を進め、マッチング精度の向上を図っております。また、SaaS「ハッサク」の導入拡大やBIツールの活用、各部署における問い合わせ対応の自動化・内製化等を通じて、業務全般の効率化に取り組んでおります。今後も、最適なツールの選定・導入及び社員教育を進め、全社的な生産性向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区分	第23期 2023年6月期	第24期 2024年6月期	第25期 2025年6月期	第26期 2026年6月期
売上高	8,265,919 ^{千円}	12,363,389 ^{千円}	13,781,848 ^{千円}	15,325,418 ^{千円}
経常利益	137,932 ^{千円}	546,588 ^{千円}	769,087 ^{千円}	830,465 ^{千円}
当期純利益	168,348 ^{千円}	320,998 ^{千円}	454,620 ^{千円}	563,426 ^{千円}
1株当たり当期純利益	23.38 ^円	42.86 ^円	54.11 ^円	67.41 ^円
総資産	3,146,045 ^{千円}	4,314,946 ^{千円}	4,439,368 ^{千円}	4,981,346 ^{千円}
純資産	963,835 ^{千円}	1,895,989 ^{千円}	2,272,297 ^{千円}	2,776,283 ^{千円}

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

- (注) 1.当社の非連結子会社である株式会社宿屋塾、株式会社ダイブ及び株式会社ダイブローカルについては、財務及び事業活動に与える影響が軽微であると判断しており、「重要な子会社」には該当しないものとして本項から除外しております。
2.当社は2027年6月期より持株会社体制へ移行いたしました（詳細は「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりです）。

(8) 主要な事業内容

事業の区分	事業内容
観光H R事業	労働者派遣事業、有料職業紹介事業
地方創生事業	宿泊事業

(9) 主要な営業所（2026年6月30日現在）

名称	所在地
東京本社	東京都新宿区
札幌オフィス	北海道札幌市北区
仙台オフィス	宮城県仙台市青葉区
大阪オフィス	大阪府大阪市浪速区
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区
沖縄オフィス	沖縄県那覇市

(10) 従業員の状況（2026年6月30日現在）

従業員数	前期末比増減
158名	1名減

（注）従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であり、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）及び当社雇用の派遣社員は含んでおりません。

(11) 主要な借入先（2026年6月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	130,642千円
株式会社百十四銀行	100,000千円
株式会社みずほ銀行	76,662千円
株式会社千葉銀行	9,722千円

(12) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 8,600,775株 (うち自己株式数200,000株)
 (3) 株主数 1,214名
 (4) 大株主

株主名	持株数	出資比率
庄子 潔	3,439,135株	40.94%
合同会社なかなか	2,143,320株	25.51%
阪田 和弘	290,800株	3.46%
K G I A S I A L I M I T E D - C L I E N T A C C O U N T	228,900株	2.72%
ダイブ従業員持株会	167,030株	1.99%
楽天証券株式会社共有口	166,700株	1.98%
N O M U R A P B N O M I N E E S L I M I T E D O M N I B U S - M A R G I N (C A S H P B)	158,000株	1.88%
S B I 4 & 5 投資事業有限責任組合	139,925株	1.67%
株式会社 S B I 証券	137,259株	1.63%
山本 拓嗣	132,000株	1.57%

(注) 出資比率は自己株式(200,000株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
 該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするとともに、株主還元の充実や資本効率の向上を目的として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2025年5月9日開催の取締役会決議に基づき、2025年7月1日～2025年8月19日の間、市場取引により91,400株(発行済株式総数に対する割合は1.1%)の自己株式を総額83,281千円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

第2回新株予約権

発行決議の日	2021年8月25日
新株予約権の数	8,660個
保有人数 当社取締役	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数（注）	普通株式 129,900株
新株予約権の発行価額	払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 （注）	1個あたり114円
新株予約権の行使期間	2023年9月16日～2031年9月15日
新株予約権の主な行使条件	I. 新株予約権者は、新株予約権の割当日時点及び権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合又は従業員が定年等の事由により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役の過半数の決定（当社が取締役会設置会社となった場合は、当社取締役会の決議。以下同じ）により認めた場合は、この限りではない。 II. 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとする。 III. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権の主な行使条件	Ⅳ．新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、割り当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。 Ⅴ．新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役の過半数の決定により当該新株予約権の権利行使を認めない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
--------------	---

(注) 2024年11月8日開催の取締役会決議により、2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

第4回新株予約権

発行決議の日	2025年8月8日
新株予約権の数	1,755個
保有人数 当社取締役	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 175,500株
新株予約権の発行価額	1個あたり400円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株あたり984円
新株予約権の行使期間	2029年10月1日～2035年9月30日

新株予約権の主な行使条件	I. 業績条件①（売上高） 新株予約権者は、2028年6月期及び2029年6月期の事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、いずれの事業年度においても22,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
---------------------	--

新株予約権の主な行使条件	Ⅱ．業績条件②（営業利益） 業績条件①に関わらず、2029年6月期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益が1,400百万円を下回った場合、付与された本新株予約権のうち50%を行使することができない（計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。）。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。 Ⅲ．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
---------------------	--

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	庄 子 潔	
取締役	山 本 拓 嗣	プロジェクト推進担当 株式会社宿屋塾 代表取締役
取締役	野 方 慎太郎	営業本部長
取締役	山 中 哲 男	事業開発・アライアンス担当 株式会社トイトマ 代表取締役 ヒューマンライフコード株式会社 社外取締役 株式会社ミナデイン 社外取締役 株式会社バルニバービ 社外取締役 株式会社グリーンエナジー&カンパニー 社外取締役
取締役	山 口 豪 志	株式会社54 代表取締役社長 株式会社ネッツスケツト 取締役 IY Holdings株式会社 取締役会長 AXR株式会社 社外取締役
取締役	岩 井 裕 之	かっこ株式会社 代表取締役 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役
監査役	稲 川 静 (戸籍名：岩崎 静)	常勤監査役 株式会社KAKEAI 社外監査役
監査役	吉 野 公 浩	石寄・山中総合法律事務所 代表弁護士 サザンカパートナーズ株式会社 監査役
監査役	小 泉 大 輔	株式会社オーナーズブレイン 代表取締役 株式会社ニュース・ツー・ユーホールディングス 社外監査役 株式会社LOOPLACE 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 山本拓嗣は、2026年6月30日付で株式会社宿屋塾の代表取締役を退任しております。なお、同社の取締役として引き続き在任しております。
2. 野方慎太郎は、2026年7月1日付で株式会社ダイブの代表取締役及び株式会社ダイブローカルの取締役に就任しております。
3. 山口豪志及び岩井裕之は社外取締役であります。両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 稲川静、吉野公浩及び小泉大輔は社外監査役であります。3氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 稲川静は、2026年7月1日付で株式会社ダイブ及び株式会社ダイブローカルの監査役に就任しております。
6. 稲川静及び吉野公浩は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 小泉大輔は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である山口豪志、岩井裕之、社外監査役である稲川静、吉野公浩、小泉大輔と会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償金額の限度とする「責任限定契約」を就任時に締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役及び監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の報酬等に関する手続きの客観性及び透明性を確保することにより、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るため、取締役会が任意に設置する委員会として、指名報酬委員会を設置しております。同委員会は、その過半数が社外役員で構成されております。

同委員会において、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

(イ) 基本方針

取締役の報酬の決定に当たっては、その透明性及び客観性を確保することを目的として、社外役員を主要な構成員とする指名報酬委員会における公正、透明かつ厳格な答申を経た上で、決定しております。

(ロ) 業務執行を担当する取締役の報酬

- ・短期及び中長期にわたる企業価値の向上を図るために、業績向上への意欲を高めるものであること
- ・社内外からの優秀な人材の確保が可能な水準設定であること
- ・在任期間中に持てる経営能力を最大限発揮しうよう、期間業績に対応した処遇であること

(ハ) 業務執行を担当しない取締役の報酬

- ・経営一般の監督機能等を適切に発揮できるよう、経営側の意向に左右されない、独立性を担保できる報酬構成であること
- ・社内外から優秀な人材の確保が可能な水準設定であること

(二) 業績連動報酬

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としており、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞与により構成しております。業績連動報酬は、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すという理由から各事業年度の営業利益を指標とし、その目標値に対する達成度合いに応じて算出し、決定しております。なお、当事業年度における業績連動報酬は支給しておりません。

(ホ) 報酬の決定プロセス

当社は取締役の報酬の決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、役員報酬に関する取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、社外取締役岩井裕之を委員長とし、代表取締役社長庄子潔、社外取締役山口豪志で構成されております。

取締役会は、指名報酬委員会に対し、取締役の報酬等の体系、水準、個人別報酬等の内容、それらの決定方針並びに手続きについて諮問し答申を受け、その結果を踏まえて、取締役会において取締役の報酬を決定しております。

(ヘ) 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬については、指名報酬委員会が原案について決定方針及び多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると認識しております。

(ト) 取締役の個人別の報酬額の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定については、指名報酬委員会を構成する各委員の評価を経て、取締役会において決議のうえ、代表取締役社長庄子潔に一任しております。委任した理由は、当社業績を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	90,360 (7,200)	90,360 (7,200)	—	—	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14,400 (14,400)	14,400 (14,400)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	104,760 (21,600)	104,760 (21,600)	—	—	9 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2023年9月29日開催の定時株主総会にて年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役3名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年6月28日開催の定時株主総会にて年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち社外監査役2名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

当社と関係のある社外役員の重要な兼職先はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会及び監査役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割 に関して行った職務の概要
社外取締役	山 口 豪 志	当事業年度開催の取締役会20回中20回に出席しております。同氏は、事業法人の経営者や社外取締役として、ベンチャー企業の育成や支援等を中心に、豊富な企業経営やマーケティングに関する知見を有しており、当該観点から経営戦略や事業拡大をはじめ、広域にわたる提言を行っております。
社外取締役	岩 井 裕 之	当事業年度開催の取締役会20回中20回に出席しております。同氏は、かつこ株式会社の代表取締役を務めており、上場企業の経営者として、経営戦略のみならず、リスク管理やコーポレート・ガバナンスにも高い知見を有しており、当該観点から経営戦略に関して広域にわたる提言を行っております。
社外監査役	稲 川 静	当事業年度開催の取締役会20回中20回、監査役会14回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	吉 野 公 浩	当事業年度開催の取締役会20回中20回、監査役会14回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	小 泉 大 輔	当事業年度開催の取締役会20回中20回、監査役会14回中14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(□) 当社の不祥事等に関する対応の概要
該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,900千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積もりの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスを法令、定款、社内規程及び社会規範等を含めた「企業倫理の遵守」と定義し、取締役及び使用人が日常活動における判断・行動に際し遵守すべき基準として、ダイブ行動指針を制定し、周知・徹底を図る。
- ②コンプライアンスを推進する体制としてリスクコンプライアンス委員会を設置し、審議・活動の内容を定期的に取り締役会に報告する。
- ③総務部長は、取締役及び従業員の規程及び法令順守意識の向上とその運用の徹底を図るため、定期的にコンプライアンスに関する研修、テスト等を実施する。
- ④取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ⑤内部監査チームを編成し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役会並びに取り締役会に報告する。
- ⑥法令違反その他法令疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を整備し、その運用に当たってはリスクコンプライアンス委員会が適切に対応する。
- ⑦社内規程、業務処理基準を制定、必要に応じて機動的に改定し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ②取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③内部監査チームは、文書保存の管理責任者と連携のうえ、文書等の保存及び管理状況を監査する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理を体系的に規定する「リスクコンプライアンス規程」を定め、リスク管理を推進する体制として代表取締役社長を委員長とするリスクコンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取り締役会に報告する。
- ②当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門におけるそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、総務部長が全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ③不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長又はその指名を受けた者の指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ的確な対応を行う。

い、損害の拡大を防止する体制を整える。

- ④内部監査チーム及び各部門の責任者は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ⑤BCP（事業継続計画）を定め、必要に応じて改定することにより、当社の経営に重大な影響を与える危機が発生した場合には、危機対策本部を速やかに設置し、損失を最小限に抑えとともに早期の復旧に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①職務執行に関する権限及び責任は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
- ②中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
- ③経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社では、子会社を主管する部門が「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役及び監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進するものとする。
- ②当社では、「関係会社管理規程」において子会社との協議事項等を定め、適宜子会社からの報告を受けるものとする。
- ③当社では、倫理・法令遵守、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的職務執行体制等の主要な内部統制項目について、子会社の事業内容、規模、議決権比率その他の状況に応じ、各体制、規程等の整備について助言・指導を行うほか、子会社への教育・研修の実施などにより、子会社としての内部統制システムの整備を図るものとする。
- ④子会社の監査役と当社の監査役会との定期的な情報交換、施策の連動等を行い、子会社としての内部統制システムの整備を図るものとする。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役の過半は社外監査役とし、監査役職務の独立性及び透明性を確保する。
- ②代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役との定期的な意見交換を行う。
- ③会社は、監査役、会計監査人及び内部監査チームが、相互に緊密な連携及び情報交換を円滑に行える環境整備に努める。

- ④会社は、監査役監査の実施に当たり監査役が必要と認める時は、監査役の判断で弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。
- ⑤監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がこれを負担する。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制を有効に機能させるべく、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

(8) 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

- ①反社会的勢力の排除を実践するため、反社会的勢力対策規程を制定し、その中でいかなる要求に対しても組織として毅然とした態度で対応することを徹底し、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。
- ②上記の実現に向け、コンプライアンス教育などの機会を設け、定期的にその内容の周知徹底を図る。
- ③警察、顧問弁護士及び暴力追放運動推進センター等の外部の専門機関からの情報収集を行い、社内で情報を共有し、更に、外部調査機関における情報収集により、新規取引先の事前チェックを行うとともに、取引先とは反社会的勢力であることが判明した場合には契約解除する旨の条項を入れた契約書を別途交わす。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ①当社では、取締役及び監査役全員出席のもと、原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定のほか、業績の進捗状況、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。
- ②監査役会は、原則月1回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査人及び監査法人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

- ③当社のリスク管理体制としては、取締役会並びに適宜行われる社内報告会を通じて代表取締役をはじめ、取締役が情報の収集、共有を図ることでリスクの早期発見と未然防止に努めております。特にコンプライアンスの遵守に関しては、代表取締役を委員長とするリスクコンプライアンス委員会を原則四半期に1回開催し、委員会での議論の内容については、従業員への啓蒙活動等を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	3,887,776	流動負債	1,993,417
現金及び預金	2,485,487	買掛金	7,861
売掛金	1,325,131	短期借入金	100,000
その他	82,550	1年内返済予定の長期借入金	71,344
貸倒引当金	△5,392	未払金	802,244
固定資産	1,093,570	未払費用	251,776
有形固定資産	535,850	未払法人税等	118,208
建物及び構築物	510,479	未払消費税等	355,854
減価償却累計額	99,922	賞与引当金	126,157
建物及び構築物（純額）	410,557	その他	159,971
車両運搬具	13,846	固定負債	211,645
減価償却累計額	10,988	長期借入金	145,682
車両運搬具（純額）	2,858	資産除去債務	65,963
工具、器具及び備品	224,399		
減価償却累計額	128,471		
工具、器具及び備品（純額）	95,928	負債合計	2,205,063
土地	26,506	【純資産の部】	
無形固定資産	225,365	株主資本	2,764,787
ソフトウエア	211,976	資本金	27,391
ソフトウエア仮勘定	13,095	資本剰余金	628,547
その他	294	資本準備金	322,969
投資その他の資産	332,354	その他資本剰余金	305,578
関係会社株式	146,900	利益剰余金	2,292,206
差入保証金	103,603	その他利益剰余金	2,292,206
繰延税金資産	78,960	繰越利益剰余金	2,292,206
その他	2,891	自己株式	△183,357
		新株予約権	11,495
		純資産合計	2,776,283
資産合計	4,981,346	負債及び純資産合計	4,981,346

(注) 千円未満は切り捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2025年 7 月 1 日)
(至 2026年 6 月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,325,418
売上原価		11,576,282
売上総利益		3,749,136
販売費及び一般管理費		2,929,988
営業利益		819,147
営業外収益		
受取利息	3,545	
手数料収入	17,326	
その他	286	21,158
営業外費用		
支払利息	4,862	
自己株式取得費用	1,128	
その他	3,850	9,841
経常利益		830,465
特別損失		
固定資産除却損	7,861	7,861
税引前当期純利益		822,604
法人税、住民税及び事業税	234,171	
法人税等調整額	25,006	259,177
当期純利益		563,426

(注) 千円未満は切り捨て表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2025年 7 月 1 日)
(至 2026年 6 月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
					繰越利益 剰余金	
当期首残高	21,218	316,796	305,578	622,374	1,728,779	1,728,779
当期変動額						
新株の発行	6,173	6,173		6,173		
当期純利益					563,426	563,426
自己株式の取得						
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	6,173	6,173	—	6,173	563,426	563,426
当期末残高	27,391	322,969	305,578	628,547	2,292,206	2,292,206

	株 主 資 本		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△100,075	2,272,297	—	2,272,297
当期変動額				
新株の発行		12,346		12,346
当期純利益		563,426		563,426
自己株式の取得	△83,281	△83,281		△83,281
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			11,495	11,495
当期変動額合計	△83,281	492,490	11,495	503,986
当期末残高	△183,357	2,764,787	11,495	2,776,283

（注）千円未満は切り捨て表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(観光H R事業)

① 人材派遣

観光H R事業による人材派遣は、主に宿泊施設に人材を派遣するサービスを行っております。人材派遣については、契約に基づき労働力を提供する義務を負っております。当社の履行義務は派遣スタッフによる労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣スタッフの派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

② 有料職業紹介

観光H R事業による有料職業紹介は、主に宿泊施設に有期雇用の人材を紹介するサービスを行っております。宿泊施設等である取引先の直接雇用となります。当社の履行義務は当社が紹介した人材による労働力の提供に応じて充足されると判断し、紹介期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

(地方創生事業)

地方創生事業は、宿泊及びそれらに付帯するサービスの提供を行っております。これらは、顧客にサービスの提供が完了した時点及び商品を引き渡した時点において顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得し、当社の履行義務(財又はサービスの受渡)が充足されると判断し、収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 計算書類に計上した金額

イ 有形固定資産	535,850千円
ロ 無形固定資産	225,365千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損損失の検討にあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を各支店及び施設単位としており、当該単位で減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候が認められた場合、減損損失の認識の要否判定に当たり、各支店及び施設の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る各支店及び施設については、その回収可能価額を正味売却価額又は使用価値との比較により決定の上、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、将来事業計画に基づき行われ、将来の売上高及び人件費や変動費等の経費の見積りに係る主要な仮定が含まれております。

将来キャッシュ・フローの見積りに当たっては、決算時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、将来の不確実な経営環境の変動等により利益計画の見直しが必要になった場合、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 計算書類に計上した金額 78,960千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリング等、将来の課税所得の十分性を考慮して判断しております。将来の課税所得の発生時期及び金額の見積りは、過去の実績並びに経営環境等の企業の外部要因に関する情報を反映した翌事業年度を含む取締役会によって承認された利益計画を基礎としております。

当該見積りについて、将来の不確実な経済状況の変動等により、実績の金額等が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	700,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	600,000千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	8,492,475株	108,300株	—	8,600,775株

(変動事由の概要)

ストックオプションの権利行使による増加 108,300株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 200,000株

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	2021年8月25日 株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	177,750株
新株予約権の残高	11,850個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	51,402千円
未払事業税	12,649千円
減損損失	36,370千円
投資有価証券評価損	4,576千円
資産除去債務	23,371千円
フリーレント賃料	435千円
その他	1,730千円
繰延税金資産小計	130,535千円
評価性引当額	32,685千円
繰延税金資産合計	97,849千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	18,888千円
繰延税金負債合計	18,888千円
繰延税金資産純額	78,960千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については安全性の高い預金等を中心としており、資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び出資金は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。これらについては、定期的に発行体や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直す等の方法により管理しております。

差入保証金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である未払金は、流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)に晒されており、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)に晒されており、変動金利支払の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)差入保証金	103,603	73,534	△30,068
資産計	103,603	73,534	△30,068
(2)長期借入金	217,026	215,592	△1,433
負債計	217,026	215,592	△1,433

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
出資金	2,010
非上場株式（関係会社株式）	146,900

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	2,485,487	—	—	—	—	—
売掛金	1,325,131	—	—	—	—	—
差入保証金	3,353	—	—	—	—	100,249
合計	3,813,972	—	—	—	—	100,249

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	71,344	71,344	51,058	23,280	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

時価で貸借対照表に計上している金融商品はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	73,534	—	73,534
資産計	—	73,534	—	73,534
長期借入金	—	215,592	—	215,592
負債計	—	215,592	—	215,592

(*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、償還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定するため、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大

きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)ダイブ (注)	東京都 新宿区	60,000	人材派遣・ 職業紹介業	直接 100.00	出資 役員の兼任	出資 (注)	120,000	関係会社 株式	120,000
子会社	(株)ダイブ ローカル (注)	東京都 新宿区	2,500	宿泊業	直接 100.00	出資 役員の兼任	出資 (注)	5,000	関係会社 株式	5,000

(注) 2025年7月1日付で当社100%子会社として設立しております。出資金額は、当該子会社の設立に伴う払込金額によっております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

(単位：千円)

	合計
観光H R事業	14,505,330
地方創生事業	817,588
その他（注1）	2,500
顧客との契約から生じる収益	15,325,418
その他の収益	—
外部顧客への売上高	15,325,418

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、子会社に対する経営指導料等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高

契約資産については該当がありません。また、契約負債については、残高に重要性が乏

しく重要な変動も発生しないため、記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって当初に予想される契約期間が1年以内の契約であるため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	329円11銭
1株当たり当期純利益	67円41銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(持株会社体制への移行に係る会社分割)

当社は、2025年8月18日開催の取締役会において、2025年7月1日に完全子会社として設立した株式会社ダイブ、及び株式会社ダイブローカル（以下、個別に又は総称して「承継会社」という。）を吸収分割承継会社として、当社の観光HR事業に関する権利義務を株式会社ダイブに、地方創生事業に関する権利義務を株式会社ダイブローカルにそれぞれ承継させることを決議し、本吸収分割を実施するための吸収分割契約（以下、個別に又は総称して「本吸収分割契約」といい、本吸収分割契約に基づく吸収分割を個別に又は総称して「本吸収分割」という。）を同日付で締結し、2026年7月1日付で本吸収分割を実施しました。また、同日付で当社の商号を「株式会社ダイブ」から「株式会社ダイブグループ」に変更しております。

1. 背景および目的

当社は労働者派遣事業及び有料職業紹介事業を行う観光HR事業と、宿泊施設の運営を行う地方創生事業を2本柱として、事業活動を展開しております。

事業環境が急激に変化するなか、当社グループが持続的成長を目指すために、当社は本吸収分割により、当社の事業のうち、観光HR事業に関して有する権利義務を当社の100%子会社である株式会社ダイブに、地方創生事業に関して有する権利義務を当社の100%子会社である株式会社ダイブローカルにそれぞれ承継させることで、持株会社と事業会社に分離した持株会社体制へ移行することといたしました。

持株会社となる当社においては経営管理を担い、事業会社となる承継会社においては意思決定の迅速化を図ることで、グループ経営の効率化及びガバナンスの更なる高度化により、当社グループの企業価値向上を目指します。

2. 会社分割の要旨

(1) 本分割の日程

取締役会決議	2025年8月18日
吸収分割契約締結日	2025年8月18日
吸収分割契約承認時株主総会	2025年9月25日
本分割の効力発生日	2026年7月1日

(2) 本分割の方式

当社を分割会社として、株式会社ダイブ及び株式会社ダイブローカルを承継会社とする吸収分割です。当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

(3) 本分割に係る割当ての内容

本分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

(4) 本分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本分割により増減する資本金

分割会社（当社）の資本金に変更はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

各承継会社が当社から承継する権利義務は、別途個別に締結する吸収分割契約に定める資産、債務、契約その他権利義務を承継します。なお、各承継会社が当社から承継する債務につきましては、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社および各承継会社は、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。従いまして、本件吸収分割において、当社および各承継会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題はないと判断しております。

3. 本吸収分割の当事会社の概要

(1) 分割会社（2026年6月30日現在）

①商号	株式会社ダイブ
②所在地	東京都新宿区新宿二丁目1番12号
③代表者の役職・氏名	代表取締役 庄子潔
④事業内容	労働者派遣事業、有料職業紹介事業及び宿泊事業
⑤資本金	27百万円
⑥設立年月日	2002年3月29日
⑦決算期	6月30日
⑧直前事業年度の財政状態および経営成績（2026年6月期）	
純資産	2,776百万円
総資産	4,981百万円
1株当たり純資産	329.11円

(注) 2026年7月1日付で、分割会社は株式会社ダイブより株式会社ダイブグループに商号変更をいたしました。

(2) 承継会社

①商号	株式会社ダイブ	株式会社ダイブローカル
②所在地	東京都新宿区新宿二丁目1番12号	東京都新宿区新宿二丁目1番12号
③代表者の役職・氏名	代表取締役 野方慎太郎	代表取締役 野方慎太郎
④事業内容	労働者派遣事業、有料職業紹介事業	宿泊事業
⑤資本金	60百万円	2.5百万円
⑥設立年月日	2025年7月1日	2025年7月1日
⑦決算期	6月30日	6月30日
⑧直前事業年度の財政状態および経営成績（2026年6月期）		
純資産	120百万円	5百万円
総資産	120百万円	5百万円
1株当たり純資産	10,000円	10,000円

(注) 2026年7月1日付で、株式会社ダイブローカルの代表取締役は山田大輔氏に変更をいたしました。

4. 分割する部門の事業内容

承継会社	分割する部門の事業内容
株式会社ダイブ	労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
株式会社ダイブローカル	宿泊事業

5. その他の重要な事項

承継会社は当社の100%子会社であるため、本吸収分割が当社の業績に与える影響は軽微であります。

6. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日最終改正）に基づき、共通支配下の取引として会計処理をしております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月27日

株式会社ダイブグループ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 石川 資樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 純一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイブグループ（旧会社名 株式会社ダイブ）の2025年7月1日から2026年6月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び子会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月4日

株式会社ダイブグループ 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 稲川 静 ㊟
(戸籍名 岩崎 静)
社外監査役 吉野 公浩 ㊟
社外監査役 小泉 大輔 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社及び当社子会社を含めた今後の事業拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）の事業目的を一部変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。 1～23（条文省略） （新設） （新設） （新設） <u>24</u> 前各号に関連する市場調査、宣伝及び広告業 <u>25</u> 前各号に付帯し、または関連する一切の事業	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。 1～23（現行どおり） <u>24</u> 不動産の取得、保有、賃貸、管理、運営及び売却 <u>25</u> 他の会社の株式または持分の取得、保有及び処分 <u>26</u> 官公庁、地方公共団体等が実施する事業、協議会、委員会等に係る事務局の運営受託 <u>27</u> 前各号に関連する市場調査、宣伝及び広告業 <u>28</u> 前各号に付帯し、または関連する一切の事業

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	しょうじ きよし 庄子 潔 (1979年3月24日生) <取締役在任年数> 19年1ヶ月 (本総会終結時)	1999年10月 (株)テクノサービス 入社 2001年11月 (株)ヒューマニック 入社 2003年3月 当社 入社 2007年3月 当社 仙台支店長 就任 2007年8月 当社 取締役東日本エリアマネージャー 就任 2012年5月 当社 代表取締役社長 就任(現任)	5,582,455株
	【取締役候補者とした理由】 創業期から経営の中枢を担い、2012年の代表取締役社長就任以降、リゾート人材サービス事業を軸とした事業領域の拡大と地方創生への取り組みをリードしてまいりました。その経営手腕と将来を見据えた判断力は、当社の持続的な成長と企業価値の向上に不可欠であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
2	やまもと たくじ 山本 拓嗣 (1974年9月28日生) <取締役在任年数> 19年1ヶ月 (本總會終結時)	1997年4月 (株)帝国ホテル 入社 2005年1月 当社 入社 2007年3月 当社 大阪支店長 就任 2007年8月 当社 取締役西日本エリアマネージャー 就任 2012年5月 当社 取締役リゾート人材サービス事業 部長 就任 2017年4月 当社 取締役ビジネスサポート部長 就任 2018年9月 当社 取締役ビジネスサポート部長兼管 理本部長 就任 2019年4月 当社 取締役事業推進部長 就任 2020年4月 当社 取締役管理本部長 就任 2024年7月 当社 取締役プロジェクト推進担当 就任 (現任) 2024年7月 (株)宿屋塾 代表取締役 就任 2026年7月 (株)宿屋塾 取締役 (現任)		148,500株
【取締役候補者とした理由】 2005年の入社以来、大阪支店長、西日本エリアマネージャーを経て、リゾート人材サービス事業部長、管理本部長など要職を歴任してまいりました。2024年7月からはプロジェクト推進担当として組織基盤の強化と事業成長を牽引しており、その実行力とマネジメント力は今後の経営体制の安定にも欠かせないことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。				

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3	のがた しんたろう 野方 慎太郎 (1980年8月6日生) <取締役在任年数> 8年7ヶ月 (本総会終結時)	2003年4月 (株)ゲオ 入社 2007年3月 当社 入社 2011年2月 当社 福岡支店長 就任 2014年4月 当社 西日本エリアマネージャー 就任 2016年3月 当社 中日本エリアマネージャー 就任 2017年4月 当社 執行役員リゾート人材サービス事業 部長 就任 2018年2月 当社 取締役営業本部長 就任(現任) 2026年7月 (株)ダイブ 代表取締役 就任(現任) 2026年7月 (株)ダイブローカル 取締役 就任(現任)		53,100株
	【取締役候補者とした理由】 2007年の入社後、福岡支店長やエリアマネージャーとして現場運営に携わり、2018年の取締役営業本部長就任以降は、リゾートバイト事業の拡大を牽引してまいりました。「非観光地」や遊休資産に着目した独自の地方創生モデルを推進するなど戦略的な事業運営に手腕を発揮しており、その知見と実行力を今後の経営にも活かしていただきたいことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
4	やまなか てつお 山中 哲男 (1982年7月17日生) <取締役在任年数> 6年7ヶ月 (本総会終結時)	2001年4月 (株)赤堀製作所 入社 2003年10月 炭火ゆるり 開業 2008年5月 (株)インプレス(現、(株)トイトマ) 代表取締役 就任(現任) 2019年6月 ヒューマンライフコード(株) 社外取締役 就任(現任) 2019年9月 (株)クラフィット 代表取締役 就任 2020年2月 当社 取締役 就任 2020年3月 一般社団法人ジャパン・グローバル・リサーチセンター 理事 就任 2021年5月 (株)ミナデイン 社外取締役 就任(現任) 2021年10月 (株)バルニバービ 社外取締役 就任(現任) 2022年7月 (株)フィット (現、(株)グリーンエナジー&カンパニー) 社外取締役 就任(現任) 2024年11月 当社 取締役 事業開発・アライアンス担当 就任(現任)		2,000株
【取締役候補者とした理由】 2020年2月の社外取締役就任を経て、2024年11月には取締役（事業開発・アライアンス担当）に就任しております。豊富な新規事業開発の経験と行政プロジェクトでの実績を活かし、成長戦略部の立ち上げなど当社の戦略機能強化に大きく貢献しており、今後もその知見とネットワークを経営に反映していただくことを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。				

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
5	やまぐち ごうし 山口 豪志 (1984年1月5日生) <社外取締役在任年数> 8年4ヶ月 (本総会終結時)	2007年3月 2012年3月 2015年1月 2015年5月 2017年7月 2018年3月 2018年5月 2018年8月 2018年9月 2022年8月 2024年6月	クックパッド(株) 入社 (株)リート(現、ランサーズ(株)) 入社 (株)デフタ・キャピタル 参画 (株)54設立 代表取締役社長 就任(現任) プロトスター(株) 代表取締役COO 就任 (株)ネットスケット 取締役 就任(現任) 当社 取締役 就任(現任) (株)ハチサン広告部隊(現、IY Holdings(株)) 取締役会長 就任(現任) (株)AGREE(現、(株)リーバー) 取締役 就任 LITEVIEW(株) 社外取締役 就任 DXHR(株) (現、AXR株式会社) 社外取締 役 就任(現任)	3,000株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 事業会社の経営者及び社外取締役として、ベンチャー企業の成長支援を中心に企業経営やマーケティングに関する豊富な知見を有しております。こうした知識・経験に基づき、取締役会における議案審議等に対する的確な助言・提言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。			
6	いわい ひろゆき 岩井 裕之 (1971年9月15日生) <社外取締役在任年数> 4年5ヶ月 (本総会終結時)	1995年4月 2005年5月 2011年1月 2021年8月 2022年3月 2022年4月	(株)星光堂 入社 (株)ネットプロテクションズ 入社 かっこ(株)設立 代表取締役 就任(現任) (株)リカバリー 取締役 就任 (株)Orchestra Holdings 社外取締役 就 任(現任) 当社 取締役 就任(現任)	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 上場企業の経営者として、経営戦略に加えリスク管理やコーポレート・ガバナンスにも高い見識を有しております。その豊富な知識・経験に基づき、取締役会における議案審議等に対して適切な助言・提言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

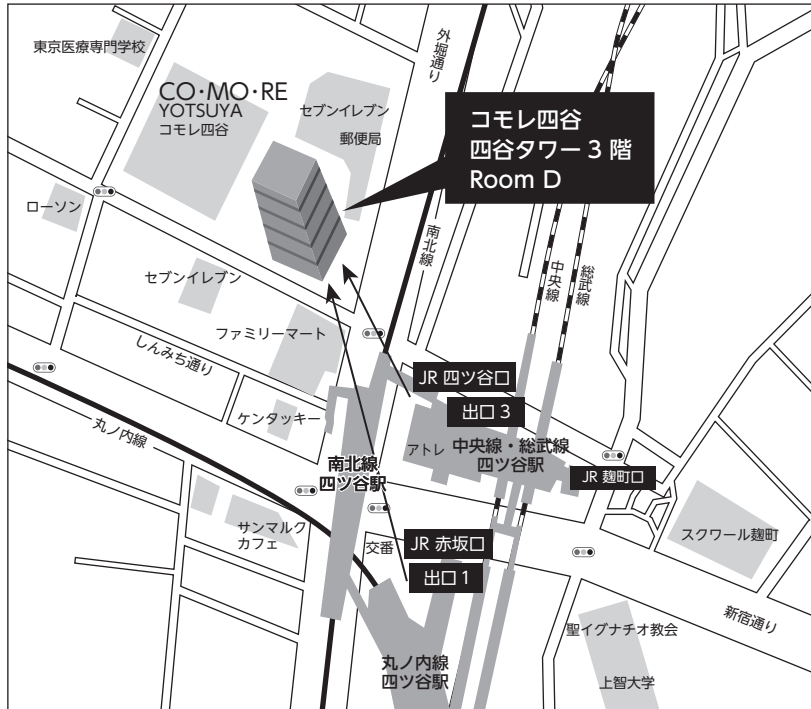
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山口豪志及び岩井裕之は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役候補者である山口豪志及び岩井裕之を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

4. 当社は、山口豪志及び岩井裕之との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結しておりますが、山口豪志及び岩井裕之の選任が承認された場合には、同氏らと同契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、職務の執行に起因して株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役及び監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 取締役候補者庄子潔の所有する当社の株式の数は、同氏の資産管理会社である合同会社なかなか所有する株式数を含んでおります。
7. 取締役候補者山本拓嗣の所有する当社の株式の数は、同氏の資産管理会社である合同会社ノットカンパニーが所有する株式数を含んでおります。
8. 取締役候補者庄子潔は当社の大株主であり親会社等に該当します。

以上

第26期定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区四谷一丁目6番1号
コモレ四谷 四谷タワー3階 Room D



交 通 ・ JR 中央線、総武線 四ツ谷駅四ツ谷口より徒歩約1分
・ 東京メトロ 南北線 四ツ谷駅出口3より徒歩約1分
丸ノ内線四ツ谷駅出口1より徒歩約3分

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。